

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第61号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年2月20日 20時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市三浦湾漁港南東方沖 対馬市所在の折瀬鼻灯台から真方位158° 3.2海里付近 （概位 北緯34° 15.0′ 東経129° 25.0′）
事故等調査の経過	平成25年6月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八文丸、13トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-16746（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機6番シリンダのピストン、ピストンピン、シリンダライナ等に焼損、シリンダブロック、6番シリンダの接続棒等に破損、6番シリンダの吸排気弁に曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年2月20日18時00分ごろ、三浦湾漁港南東方沖の漁場で集魚灯用発電機を運転し、いか釣り漁を始めた。 船長は、20時00分ごろ、三浦湾漁港南東方沖において、主機から異音が発生して回転が下がったため、主機を停止して点検したところ、焦げた臭いがしたので、主機を運転しない方が良いと思い、親族に救援を依頼した。 本船は、来援した親族乗船の漁船にえい航され、23時00分ごろ三浦湾漁港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	主機では、ピストン冷却システムの潤滑油が、シリンダライナ下方に設けられたピストン冷却ノズルから、ピストンの内側に噴射されてピストンを冷却するようになっていた。 主機は、本インシデント後、6番シリンダのピストン冷却ノズルがごみ等で閉塞していたことが確認されたが、他シリンダのピストン冷却ノズルは、閉塞していなかった。 主機6番シリンダのピストンは、焼損が激しく、細かく砕けていた。 主機は、潤滑油及び潤滑油のフィルタが約3か月ごとに交換されて

	<p>おり、本インシデント後、潤滑油量及び潤滑油の性状に異常がないことが確認された。</p> <p>主機は、約5年前にピストン1本が焼損し、その際、オイルパン内を掃除したが、その後はピストン抜き整備及びオイルパン内の掃除が行われたことはなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、三浦湾漁港南東方沖でいか釣り漁の操業中、主機6番シリンダのピストン冷却ノズルがごみ等で閉塞したことから、ピストンが冷却不良となって焼損し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機のピストン冷却ノズルがごみ等で閉塞に至った状況については、明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、三浦湾漁港南東方沖でいか釣り漁の操業中、主機6番シリンダのピストン冷却ノズルがごみ等で閉塞したため、ピストンが冷却不良となって焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機は、定期的にピストン冷却ノズル及びオイルパン内の掃除及び潤滑油系統のフラッシングを行うこと。